

# 第1回会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議報告

ASBJ 常勤委員 せきぐち ともかず 関口 智和

## 1. 概要

2013年4月8、9日に、国際会計基準審議会 (IASB) 会議室 (ロンドン) において、第1回会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が開催された。会議には、企業会計基準委員会 (ASBJ) の西川委員長を含め、ASAF メンバーに選出された各国の会計基準設定主体及び会計基準に関する地域グループの代表者12名 (詳細: 下記参照) が出席した他、IASB から、Hans Hoogervorst 議長、Ian Mackintosh 副議長、各プロジェクトの担当理事、シニア・スタッフが出席の上、主に概念フレームワーク (以下「概念FW」という。) 及び金融商品 (減損) プロジェクトについて活発な意見交換が行われた。

### (第1回 ASAF 会議出席者)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	Kim Bromfield
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Françoise Flores
英国財務報告評議会	Roger Marshall
ドイツ会計基準委員会	Liesel Knorr

スペイン会計監査協会	Ana Martínez-Pina
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Clement Chan
オーストラリア会計基準審議会	Kevin Stevenson
企業会計基準委員会 (ASBJ)	西川郁生
中国会計基準委員会	Liu Guangzhong
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alessandro Broedel Lopes
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Leslie Seidman
カナダ会計基準審議会	Gord Fowler

## 2. ASAF に関する覚書への署名等

冒頭、会議に参加した ASAF メンバーにより ASAF に関する覚書【別紙1】(36頁)への署名が行われた。また、ASAF に関する取決め (Terms of Reference) 【別紙2】(39頁)について合意がされた。

### 3. 概念フレームワーク

#### (1) 背景

IASBは、「アジェンダ・コンサルテーション 2011年」に対して寄せられたコメントを踏まえ、2012年9月以降、概念FWの見直しに向けた検討を開始した。概念FWは、次のような目的で利用される。

- 将来のIFRSの開発と現行のIFRSの見直し
- 個々のIFRSに規定がない事項について、概念FWにおける資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念を参照 (IAS第8号)

なお、概念FWは、次の章から構成されている。

- 第1章 一般目的財務報告の目的
- 第2章 報告企業 (現在はブランク)
- 第3章 有用な財務情報の質的特性
- 第4章 1989年「フレームワーク」を引き継いだもの
  - 基礎となる前提
  - 財務報告の構成要素
  - 財務報告の構成要素の認識
  - 財務報告の構成要素の測定
  - 資本及び資本維持の概念

これまで、IASBは、2004年以降、米国財務会計基準審議会 (FASB) と共同で、概念FWの開発に向けた取組みを行っており、2010年9月に、両者共通の概念FWとして、「第1章 一般目的財務報告の目的」、及び、「第3章 有用な財務情報の質的特性」を公表している。他方、「構成要素」、「認識」、「測定」及び「報告企業」については、検討がなされてきたものの、いわゆるMoUプロジェクトに注力する観点から、2010年に作業が中断されている。IASBは、今回、概念FWのプロジェクトを再開するに当たって、次の方針を示している。

- 2010年に最終化した「一般目的財務報告の目的」、「有用な財務情報の質的特性」については、基本的に見直しは行わない。ただし、今回の検討の過程で、特に修正が必要とされる部分が識別された場合には、見直しを行う。
  - 財務諸表に関する部分に限って、次の点について検討を進める。
    - 「財務諸表の構成要素 (負債と資本の区分を含む。)」
    - 「認識及び認識の中止」
    - 「測定」
    - 「表示及び開示 (その他の包括利益 (OCI) の表示を含む。)」
    - 「報告企業」
  - 2010年に公開草案 (ED) を公表している「報告企業」については、今後公表されるディスカッション・ペーパー (DP) には含めず、来年公表予定のEDに含める。
  - FASBとの共同プロジェクトではなく、IASB単独のプロジェクトとする (ただし、FASBのスタッフが一部のプロジェクトに参加している)。
- また、IASBは、今後、次の日程に沿うように、検討を進めることを予定している。

日程	予定
2013年4月～5月	IASB会議
2013年7月	DPの公表 (コメント募集期間: 120日)
2014年8月	EDの公表 (コメント募集期間: 120日)
2015年9月	概念FWプロジェクトの最終化

以上のように概念FWプロジェクトにおいては、検討すべき課題が多岐に及ぶが、今回の

ASAF 会議では、測定、表示（当期純利益及び OCI）、資産及び負債の定義と認識規準（不確実性に関する事項）の 3 項目について、重点的に審議が行われた<sup>1</sup>。ただし、上記の 3 項目以外についても自由討論の時間が設けられ、様々な見解が示された。以下、個別の議論について、議論の模様を簡単に紹介させていただく。

## (2) 測定に関する議論

### ① IASB による現行の概念 FW における定めと ASAF 会議における提案<sup>2</sup>

現行の概念 FW では、4 つの測定基礎（取得原価、現在原価、実現可能（決済）価額、現在価値）が示されているが、それらをどのような場合に使用すべきかについては示されていない。この点、今回の ASAF 会議では、これまでの暫定決定を踏まえ、IASB より次のような提案が示された。

#### (原則の設定)

- 測定について、次のような原則を設ける。
  - ▶ 原則 1：測定の目的は、報告企業の経済的資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのかに関して、最も目的適合性のある情報を忠実に表現することである。
  - ▶ 原則 2：測定は一般に財政状態計算書の項目から始まるが、特定の測定方法が提供する情報の目的適合性は、その情報がどのように包括利益計算書及び該当がある場合にはキャッシュ・フロー計算書、持分計算書、財務諸表の注記に影響を及ぼすのかによっても左右される。

- ▶ 原則 3：特定の測定に係るコストは、現在の及び潜在的な投資者、融資者、及び他の債権者に対して情報を報告する便益により正当化されるものでなければならない。

#### (資産の測定基礎の決定方法)

- 資産について、最も目的適合性のある測定基礎は、資産の価値がどのように実現されるかによって決定される。資産の価値は、例えば、次のことによって実現される可能性がある。
  - ▶ 使用
  - ▶ 売却
  - ▶ 保有
  - ▶ 使用する権利について他者に料金を賦課

#### (負債の測定基礎の決定方法)

- 負債について、最も目的適合性のある測定基礎は、債務がどのように充足又は決済されるのかによって決定される。債務は、次のことによって充足又は決済される可能性がある。
  - ▶ 条件に従った債務の決済
  - ▶ 明記された金額のない請求権を充足するための、サービスの履行、又はサービスを履行するための他者の雇用
  - ▶ 明記された金額や決定可能な金額のない請求権の交渉又は訴訟による決済
  - ▶ 別の当事者への債務の移転及び債権者又は他の請求者による解放

### ② ASAF 会議における議論

ASAF メンバーからは、提案されている 3 つの原則は議論における良い出発点であるものの、3 つの原則のすべてを同じレベルで位置付けるのではなく階層付けをすべきとの意見、コスト・ベネフィットは測定原則の一部として位

1 測定（公正価値測定範囲）と当期純利益及び OCI に関する点については、2011 年に実施された IASB のアジェンダ・コンサルテーションにおいて、ASBJ から特に検討が必要とコメントした論点である。

2 ASAF 会議において IASB から示された提案については、IASB におけるその後の議論において、項目によっては、比較的大幅な変更がされている場合がある旨についてご留意いただきたい。

置付ける必要があるのか、測定原則を考える上で資本概念を検討すべき、といった様々な意見が示された。

また、測定基礎の決定方法については、事業モデルを用いることに支持が示された反面、利用者から経営者の意図が介在することになるとの懸念が示されているなどの意見もあった。また、キャッシュ・フローの変動可能性が大きい場合、現在価値測定が適切になることもあるのではないかなどの意見も聞かれた。

### ③ ASBJ からの主な発言

上記に関して、ASBJ<sup>3</sup>からは、次のような発言を行った。

- 原則 2 に関して、財政状態計算書から検討を始めることは思考プロセスとしてはよいが、原則 2 で重要なのは、財政状態計算書の観点だけではなく、包括利益計算書の観点も考慮すべきということである。
- 測定の議論と純損益及び OCI の議論は、深く関連づけられるため、測定の原則 2 は、純損益及び OCI の原則 2 と関連づけるべきである。
- すべての資産及び負債の測定基礎を単一のもの（公正価値）にすることは適当ではない。そうであれば、会計基準は不要となり、バリエーションのガイダンスのみがあればよいことになる。最低 2 つの測定基礎が必要であり、その使い分けをする上で考慮すべき重要な点は、パフォーマンスをどのように測定するかである。
- 資産の価値がどのように実現されるかで測定基礎を使い分ける提案は、検討に値する方法と思う。IASB のアジェンダ・ペーパーの中に、同じ資産を異なる測定基礎を用いて測定することを欠陥とする分析があるが、そうは

思わない。IFRS 第 9 号「金融商品」の限定的修正の公開草案において提案されている債券の測定方法を考えても、同じ資産をすべて同じ測定基礎を用いて測定することは、適切ではないと考える。

### (3) 表示（当期純損益及びその他の包括損益）

#### ① IASB による現行の概念 FW における定めと ASAF における提案

現行の概念 FW では、当期純利益及び包括利益は、財務諸表の「構成要素」に含まれていない他、財政状態計算書及び包括利益計算書の表示について言及がない。この点、今回の ASAF 会議では、これまでの暫定決定を踏まえ、IASB より次のような提案が示された。

(原則の設定)

- 認識された収益及び費用の項目を、純損益に表示すべきか、OCI に表示すべきかの判断に関して、次の原則を設ける。
  - 原則 1：純損益に表示する項目は、報告期間についての企業の財務業績 (financial performance) の主要な像 (primary picture) を伝達する。
  - 原則 2：ある項目を OCI に表示することが財務業績のより適切な描写となる場合を除いて、すべての収益及び費用の項目は純損益に認識すべきである。
  - 原則 3：当該期間の財務業績に関して目的適合性のある情報をもたらす場合には、以前に OCI に表示した項目を純損益に振り替える (リサイクル) べきである。

(OCI の表示に適格なケースの分類)

- OCI での表示に適格となるケースとして、橋渡し項目 (Bridging items) と再測定のミスマッチ (Mismatched remeasurements) が挙げられる。

3 正確には、ASBJ からの代表者であるが、便宜上、文中、ASBJ と記載させていただく。

### (橋渡し項目)

- 認識される資産又は負債が2つの異なる測定基礎（1つは財政状態計算書における使用のための（原価に基づかない）測定基礎、もう1つは純損益における使用のための測定基礎）を有するべきであるとIASBが決定する場合に、橋渡し項目は生じる。
- 橋渡し項目の一例は、一部の負債性金融商品を財政状態計算書では公正価値で測定するが、純損益では償却原価で測定するというIFRS第9号の限定的修正に関する公開草案における提案である。
- 橋渡し項目に該当するOCIは、原則3に沿って、OCIの金額は、純損益に表示する測定基礎と整合する方法（時期及び金額）で純損益へリサイクルすべきである。

### (再測定のみスマッチ)

- 再測定のみスマッチが生じるのは、収益又は費用の項目が経済現象を非常に不完全にしか表さないことにより、当該収益・費用項目を純損益に表示すると当該期間の企業の財務業績の評価にほとんど又は全く目的適合性のない情報を提供することになる場合である。
- したがって、当該項目をOCIに表示する方が、当該期間における財務業績のより適切な描写となる。再測定のみスマッチの一例は、適格なキャッシュフロー・ヘッジ関係におけるデリバティブの再測定に関して生じる利得又は損失であろう。
- 再測定のみスマッチに関連するOCIの金額は、関連する取引から生じる収益及び費用と一緒に表示できる時点で、純損益へリサイクルすべきである。

## ② ASAF 会議における議論

ASAF メンバーからは、純損益の概念を維持することについては概ね支持が示されたが、

純損益の概念（primary picture や financial performance の意味を含む。）を明確化すべきという意見や、純損益に関する原則と測定に関する原則の関係を明確化すべきといった意見が示された。また、OCIについては、各基準でOCIを用いるか否かについて整合性が図れるよう概念FWにおいて解決すべきであるとの意見や、OCIは純利益に含まれるノイズを減らすために用いるべきとの意見等が示された。

また、Bridging items と Mismatched remeasurements については、両概念を統合すべき、あるいは、分けるべきとの意見とともに、固定資産の再評価に関連して、資本維持概念との関係を整理すべきなどの様々な意見が示された。

## ③ ASBJ からの主な発言

上記に関して、ASBJからは、次のような発言を行った。

### (原則)

- 原則1~3は、議論の出発点としては有用であると思われるが、原則1において、「業績」(performance)及び「純損益」を定義すべきである。
- キータームである「純損益」を定義することは容易ではないが、測定の章で、どの測定が目的適合的かを決定する判断プロセスに役立つように、何らかの努力が必要である。
- OCIを「純損益」にすべてリサイクリングすべき理由は、メカニズムの観点（「純損益」を一度は計上すべきこと。ドアは開けたら閉めなくてはいけない。）と規律の観点（「純損益」を回避するためにOCIを用いるべきではない点）からである。

### (OCIの表示に適格なケースの分類)

- OCIを利用する項目として、Bridging items と Mismatched remeasurements に分けて分

析することはよいと考えるが、両者ともにリサイクリングされるのであれば、両者は統合すべきではないか。

- 個々の OCI の Bridging items 又は Mismatched remeasurements への該当には疑問がある。IFRS 第9号の資本性金融商品の OCI オプションについては、IASB スタッフの分析では、Bridging items、Mismatched remeasurements とともに該当しないとされているが、Bridging items に該当すると思われる。

(その他)

- 「純損益」及び「包括利益」は、表示及び開示の章で記載するのではなく、財務諸表の構成要素の章で定義すべきである。

#### (4) 定義及び認識基準における不確実性

##### ① IASB の現行概念 FW における定めと ASAF における提案

IASB の現行概念 FW では、資産・負債の定義及び認識基準について、次のように定められており、不確実性の考慮について不明確との指摘がある。

- 資産の定義：資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される (expected) 資源をいう。
- 負債の定義：負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが期待される (expected) ものをいう。
- 資産、負債の認識基準：
  - 資産は、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く (probable)、かつ、信頼性をもって測定できる原価又は価値を有する場合に、貸借対照表に認識される。
  - 負債は、現在の債務を決済することによ

て経済的便益を有する資源が企業から流出する可能性が高く (probable)、かつ、決済される金額が信頼性をもって測定できる場合に、貸借対照表に認識される。

この点、今回の ASAF 会議では、これまでの暫定決定を踏まえ、IASB より次のような提案が示された。

- 資産の定義：資産とは、過去の事象の結果として、企業により支配された、現在の経済的資源である。
- 負債の定義：負債とは、過去の事象の結果として、経済的資源を移転するという企業の現在の債務である。
- 経済的資源について、経済的便益を生み出すことが可能となる (capable) 権利又はその他の価値の源泉であると位置づける。
- 資産及び負債の認識規準：「可能性が高い (probable)」という用語を資産及び負債の認識規準から削除し、代わりに、「存在の不確実性」、「結果の不確実性」に分けて説明する。

##### ② ASAF 会議における議論

ASAF メンバーからは、不確実性に関連して、資産及び負債の定義に「流入 (流出) することが期待される (expected)」という文言を用いないこと、資産及び負債の認識基準において「存在の不確実性」と「結果の不確実性」に分けて整理を行うことについて、概ね支持が示された。また、資産及び負債の認識基準の問題は、慎重性 (保守主義) の問題に関連し得るという意見や、資産の計上は負債に比べて少し高めハードルを設けるべきとの意見等が聞かれた。

##### ③ ASBJ からの主な発言

上記に関して、ASBJ からは、次のような発言を行った。

- 資産及び負債の定義については、変更の影響を十分に検討する必要がある。例えば、「可能性が高い」という用語を資産及び負債の認識規準から削除することを提案しているが、改正 IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の提案（「可能性が高い」を削除）が、多くの人々に受け入れられなかったことを想起し懸念する。
- 自己創設のれんの計上を認めないことについて、IASB のアジェンダ・ペーパーでは、コスト・ベネフィットの観点から説明しているが、財務報告の目的に照らして計上を認めないと説明すべきである。

#### ⑤ 概念フレームワーク（その他）

ASBJ からは、上記の他、表示（当期純利益及び OCI の表示を除く。）及び開示、財務情報の質的特性、プロジェクトの進め方について、次のような発言を行っている。

##### ① 表示（当期純利益及び OCI の表示以外）

- IASB による暫定決定では、「どの主要計算書（本表）も、他の主要計算書に対する優位を有するものではない。」としているが、財政状態計算書及び包括利益計算書は、キャッシュ・フロー計算書より優先することは明らかではないか。
- IASB による暫定決定では、「個々の計算書における項目間の連繋」が、従来、（財務諸表の表示プロジェクトにおいて）検討していた一体性（cohesiveness）を指すのであれば、フローの情報とストックの情報の一体性を確保することは難しく、また、一体性は直接法キャッシュ・フローの議論を想起させる可能性があるため、これを進めるべきではないと考える。

##### ② 財務情報の質的特性

- 慎重性（保守主義）については、現行の会計基準でも用いられているものであり（減損等）、少なくとも「有用な財務情報における質的特性」の結論の背景を修正すべきである。

##### ③ プロジェクトの進め方

- 会計単位（Unit of Account）については、（概念 FW では取り扱わず会計基準レベルで取り扱うとされているが、）今回の 3 年間のプロジェクトで解決するのは難しい問題であると思うが、個々の基準開発を進める上では重要であるため、マクロヘッジのプロジェクトと同様に、今回の 3 年間のプロジェクトとは分けて、別個に検討すべきと思われる。
- 認識の中止についても、（会計単位と同様に、判断を会計基準レベルに委ねているが）、同様に重要な問題であり、概念 FW で解決すべき問題と考える。

## 4. 金融商品（減損）

IASB 及び FASB の代表者から、金融商品（減損）について、公開草案において提案されているモデルが説明された。その後、ASAF メンバーから IASB 及び FASB に対して質問やコメントがされた上で、意見交換が行われた。

意見交換では、FASB のモデルでは、測定に主観的な要素が大きすぎるのではないかと、当初認識される損失の程度が IASB モデルよりも大きいと金融機関の貸出意欲を阻害することにならないかといった意見が聞かれた。また、IASB のモデルについては、延滞情報によって Stage 1 から Stage 2 へ移行を判断する場合、

30日間超延滞をしていれば反証がない場合に Stage 2 に移転するとされている点について見直しが必要ではないかといった意見が聞かれた。

ASBJ からは、概念的に検討するのが難しい分野であり、両ボード (IASB 及び FASB) の取組みを評価しているが、両ボードのモデルには、以下の点を含め、なお改善の余地があると思われる旨の発言があった。

- 日本の金融機関は、債務者区分に応じて、貸倒引当率を設定する信用リスク管理を行っているため、IASB が提案している 2 段階のモデルを好む傾向にある。具体的には、金融機関内部で 10 段階での格付けを行っており、債務者の信用状況が一定以下のものを問題債権と判断している。ただし、このような信用リスク管理のあり方を踏まえると、Stage 1 から Stage 2 への移行の規準である「信用リスクが当初認識時以降に著しく増加したか」が、金融機関の信用リスク管理の実務に適合するか疑問である。
- 例えば、正常先とはいえない債務者に対し

て、新しい貸付を行った場合、日本の場合、現時点の信用リスクに基づき既存の貸付金も新規の貸付金と同様に内部格付けされるが、IASB の提案では、前者は Stage 2、後者は Stage 1 の債権として評価される可能性がある。

## 5. 今後の予定

ASAF 会議は、基本的に、四半期ごとに開催が予定されており、今後、次の日程が予定されている。

- 2013 年：9 月下旬、12 月上旬
- 2014 年：3 月、6 月、9 月、12 月

議題については、今後、IASB と ASAF メンバーとの協議によって決まっていくものと考えられるが、基本的に、プロジェクトの初期段階にあるもの、公開協議プロセスが終わった段階のものを中心として選定することが予定されている。



(仮訳)

## 会計基準アドバイザー・フォーラム：覚書

この覚書は、2013年4月8日に、下記の間で締結された。

IFRS 財団  
及び  
各国基準設定主体及び各地域団体

### 1. 前 文

G20は、高品質の国際的な会計基準の単一のセットに向けて作業することの重要性を一貫して強調し、会計基準設定主体がこの目標を達成するための取組みを継続するよう要望してきた<sup>1</sup>。IFRS財団（「財団」）は、自らの目的として次のような目標を設定している。公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること、世界中での国際財務報告基準（「IFRS」）の採用を促進すること、及び世界中でのIFRSの首尾一貫した適用を促進することである。これらの基準は、投資者及び他の市場参加者が資源配分その他の経済的意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つものであるべきである。国際会計基準審議会（「IASB」）は、財団の基準設定機関である。

会計基準アドバイザー・フォーラム（「ASAF」）は、財団の目的の達成を支援するために設置される。

ASAFは、各国基準設定主体（「NSS」）及び会計基準設定に関与している地域団体（地域

1 2008（ワシントン）：主要な国際的な基準設定機関は、単一の高品質の国際的基準の創出という目的に向けて集中的に作業すべきである。出典：<http://www.g20.utoronto.ca/summits/2008washington.html> / Action Plan：<http://www.g20ys.org/docs/Washington%202.pdf>

2009（ピッツバーグ）：我々は、国際的な基準設定機関に、独立した基準設定プロセスの中で高品質の国際的な会計基準の単一セットを達成するという取組みを倍加し、2011年6月までにコンバージェンス・プロジェクトを完了するよう要望する。出典：<http://www.g20.org/images/stories/docs/eng/pittsburgh.pdf>

2009（ロンドン）：会計基準設定主体は、2009年末までに、高品質の国際的な会計基準の単一セットに向けて大きく前進するための行動を取るべきである。出典：<http://www.g20.utoronto.ca/2009/2009ifi.pdf>

2010（トロント）：我々は、高品質の改善された国際的な会計基準の単一セットの重要性を再度強調した。出典：<http://www.g20.utoronto.ca/2010/to-communicate.html>

2011（カンヌ）：我々は、高品質の国際的な会計基準の単一セットを達成するという目的を再確認する。出典：<http://www.g20.utoronto.ca/summits/2011cannes.html>

2012（ロスカボス）：我々は、高品質の会計基準の単一セットへのコンバージェンスを達成するための継続的な作業を支持する。出典：<http://www.g20.utoronto.ca/2012/2012-0619-loscabos.html>

団体) の双方から推薦されたメンバーのグループである。

財団は、NSS 及び地域団体が基準設定における専門知識及び価値のある各法域における経験及び知識を有していることを認識している。これらは、IASB が国際的な財務及び報告の基準を設定する際に考慮に入れるべきものである。ASAF は、より価値の高い論議の機会を提供し、既存の IASB のアウトリーチ活動を補完し、最終基準の品質を高めるものである。

ASAF の目的は、国際的に認められた高品質の会計基準の開発という IASB の目標の達成に向けてメンバーが建設的な貢献ができるアドバイザー・フォーラムを設けることである。より具体的には、ASAF は以下の目的のために設置される。

- 財団の目的を支援し、公益に資するよう、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められた財務報告基準の単一のセットの開発に貢献して、投資者及び他の市場参加者が資源配分その他の経済的意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つようにすること。
- 基準設定プロセスにおける NSS 及び地域団体のグローバルなコミュニティとの IASB の集合的な関係を正式なものにするとともに合理化して、IASB の基準設定に関する主要な技術的論点に関する広範囲の各国及び各地域のインプットが議論され考慮されることを確保すること。
- 基準設定上の論点に関する効果的な専門的議論を促進すること。それは、主として IASB の作業計画に関するものであるが、IASB の作業に重要な影響のある他の論点も含まれる可能性があり、十分な深度をもって、高水準の専門的能力と自国 (又は、自地域) について十分な知識を有する代表者により行われる。

この覚書の当事者はそれぞれの役割を尊重することとし、ASAF の設立それ自体がそれぞれの公式の任務を損なうものではない。IFRS 財団は、NSS 及び地域団体がそれぞれの国内及び地域内の背景において有している独立した役割を認識し、ASAF のメンバーは、IASB が財団の定款の枠組みの中で活動しており、その定款が IFRS の開発における IASB の独立性の原則を示していることを認識する。

この覚書の当事者が他の利害関係者との開かれた関係を維持することは可能であり、ASAF の設立は、IASB 又は ASAF のメンバーが利害関係者と個別の関係を持つことを妨げるものではなく、各当事者が自らの関係を発展させ維持していく可能性について何らの制限も課すべきではない。

## 2. ASAF メンバーの確約

ASAF メンバーは、公式に次の事項について確約する。

- 2.1 公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められた財務報告基準の単一のセットを開発するという IFRS 財団の使命を支援し、それに貢献すること。
- 2.2 IASB の技術的な基準設定活動に関して、自らの法域 (又は、地域) 内での関係者からのインプットを促進すること。
- 2.3 技術的資源を提供すること。これには、基準設定の経験と専門知識を有する代表者を任命すること、技術的な資源を ASAF 会議への準備に配分すること、及び実質的な技術的議

論に積極的に参加することが含まれる。

- 2.4 ASAF において活発なメンバーとして行動するために、必要な資源を提供すること（時間及び旅費を含む）。
- 2.5 ASAF における論議が IASB の独立性及び誠実性、並びに IFRS の最終決定者となる責務を損なったり、それに異議を唱えたりしないことを確保することで、IASB の独立性を尊重すること。

### 3. 財団の確約

財団は公式に次の事項について確約する。

- 3.1 ASAF と積極的に関係を持つとともに、ASAF の意見及びフィードバックが、利害関係者とのアウトリーチの実質的な一部として IASB に忠実に十分に伝えられることを確保すること。
- 3.2 ASAF の効果的な作業及び議論に貢献するために技術的資源を提供すること。これには、IASB の代表者（議長及びその他の IASB メンバー）並びに技術的専門知識を有する熟練スタッフの参加が含まれる。
- 3.3 ASAF と IASB との間の必要な連携、コミュニケーション及び支援を提供すること。
- 3.4 ASAF メンバーが十分に準備をし、すべての ASAF の議論及び作業に積極的かつ建設的に参加できるようにするため、アジェンダを作成するとともに、アジェンダ及び関係資料（IASB スタッフ及び ASAF メンバーが作成）が適時に配布されることを確保すること。
- 3.5 ASAF 会議を主催するために必要な資源及び事務局を提供すること。
- 3.6 ASAF の議論について十分な透明性を確保すること。これには、世界中の利害関係者やオブザーバーの便益のため、すべての会議アジェンダ、関係資料及び会議要約を公開し、会議をウェブ放送し、ASAF 会議の後に適切なプレスリリース及びコミュニケーションを作成して公表することが含まれる。
- 3.7 ASAF メンバーの独立性を尊重し、ASAF のメンバーがそれぞれの国内における責務に基づいて運営されていることを認識し、ASAF メンバーそれぞれの法域内における既存の法的な権利及び義務を損なったり危うくしたりしないことを約束すること。

以 上

【別紙 2】

(仮訳)

## 会計基準アドバイザー・フォーラム：取り決め

会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) は、各国基準設定主体 (「NSS」) 及び会計基準設定に関与している地域団体 (地域団体) の双方から推薦されたメンバーのグループである。ASAF のメンバーと IFRS 財団 (財団) は、2013 年 4 月 8 日に覚書に署名した。この文書は、ASAF の取り決めを示している。

### 1. ASAF の目的

1.1 G20 は、高品質の国際的な会計基準の単一のセットに向けて作業することの重要性を一貫して強調し、会計基準設定主体がこの目標を達成するための取組みを継続するよう要望してきた。IFRS 財団 (「財団」) は、公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発し、世界中での国際財務報告基準 (「IFRS」) の採用を促進し、世界中での IFRS の首尾一貫した適用を促進することを自らの目的として設定している。これらの基準は、投資者及び他の市場参加者が資源配分その他の経済的意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つものとなるべきである。国際会計基準審議会 (「IASB」) は、財団の基準設定機関である。

1.2 ASAF の目的は、国際的に認められる高品質の会計基準の開発という IASB の目標の達成に向けてメンバーが建設的な貢献ができるアドバイザー・フォーラムを設けることである。より具体的には、ASAF は以下の目的のために設置される。

- 財団の目的を支援し、公益に資するよう、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められた財務報告基準の単一のセットの開発に貢献して、投資者及び他の市場参加者が資源配分その他の経済的意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つようにすること。
- 基準設定プロセスにおける NSS 及び地域団体のグローバルなコミュニティとの IASB の集合的な関係を正式なものにするとともに合理化して、IASB の基準設定に関する主要な技術的論点に関する広範囲の各国及び各地域のインプットが議論され考慮されることを確保すること。
- 基準設定上の論点に関する効果的な専門的議論を促進すること。それは、主として IASB の作業計画に関するものであるが、IASB の作業に重要な影響のある他の論点も含まれる可能性があり、十分な深度をもって、高水準の専門的能力と自国 (又は、自地域) について十分な知識を有する代表者により行われる。

### 2. 組織構成及び業務の仕組み

#### 2.1 議長職

2.1.1 IASB の議長又は副議長が、ASAF の議長を務めるものとする。

2.1.2 ASAF の議長は、IASB 及び ASAF のメンバーとの協議を経て、ASAF の技術的アジェンダを作成し、ASAF の目的を達成するための、最適で建設的な深度のある技術的論議ができるような方法で会議を構成する裁量権を有するものとする。

## 2.2 メンバー資格

2.2.1 ASAF は、12名の個人が代表となる、議決権のない12のメンバーと、議長により構成するものとする。

2.2.2 12名の個人は、世界における12のNSS及び地域団体を代表するものとする。その任命は、個人の資格によるものではない。

2.2.3 ASAF メンバーの代表者は、技術的な専門知識、経験、及び自らの法域（又は、地域）内からの会計上の論点についての実務上の知識を有しているべきである。技術的な議論に有意義な貢献をし、信頼性と目的適合性のある技術的助言をIASBに提供できるようにするためである。

2.2.4 すべてのASAFメンバーは、ASAF及びIASBの目的を果たすために、必要な人員及び資源を配分し投入することができ、かつ、それを行う意思がなければならない。

2.2.5 広範な地域からの代表権と世界での主要な経済地域のバランスとを確保するため、12名のメンバーは、以下の地域からの選出するものとする。

- アフリカから1名
- 米州（北米及び南米）から3名
- アジア／オセアニア地域から3名
- 欧州（EU以外を含む）から3名
- 全体的な地域バランスが維持されることを条件として、世界全体のどこかの地域から2名

2.2.6 効率性と連続性を確保するため、それぞれのメンバー組織について単一の指定された代表者がいなければならない。その単一の指定代表者は、議長でも、当該組織からの他の上級メンバーでもよいが、第2.2.3項の要求事項を満たした者とする。単一の指定代表者は、自らの組織内の専門知識のある別のメンバーに委任して、特定のアジェンダ項目に関する議論において当該組織を代表させることができる。

2.2.7 議長は、メンバー以外のNSS又は地域団体の代表者をASAFの会議に招いて参加させる裁量権を有するものとする。ただし、参加者が、上記の第2.2.3項に従ってASAFに価値のある貢献をする技術的知識及び能力を有していることを条件とする。可能な場合、議長は会議の事前承認を得るよう努める。

2.2.8 IASBのメンバーはASAF会議に出席することができる。

2.2.9 ASAFのメンバー資格は、更新可能であり、2年ごとに見直しの対象とする（これは、ASAFが存続することが前提である）。上記の第2.2.5項で言及した地域バランスの達成と同様に、メンバー資格の見直しに当たっては、当初のメンバー構成と同様、技術的な専門性、当該法域の資本市場の規模、IASBの基準設定プロセスへの当該組織の貢献、当該組織が利用できる人的資本資源の規模と程度などの要因を

考慮に入れる。

- 2.2.10 ASAFのメンバーは、候補者を募集した後に、IFRS財団の評議員会が選考する。メンバーを選考する際に、IFRS財団は、関連のある地域団体及び規制当局と協議を行う。

### 2.3 会議

- 2.3.1 会議は、通常はロンドンで開催するものとし、会議の開催に当たっては財団の事務局及び資源（会議場所及び食事の提供を含む）を活用する。議長及びASAFメンバーは、合意により他の場所で会議を開催することができる。

- 2.3.2 出席するASAFメンバーの旅費及び宿泊費は、会議に参加したメンバーが負担するものとする。

- 2.3.3 財団スタッフは、検討中の重要論点の要約を提供するために、ASAFメンバーと協議して、各会議についてのアジェンダ案を作成しなければならない。各会議のアジェンダの決定は、ASAFの議長の裁量とする。会議の関連資料は、財団スタッフ又はASAFメンバーが作成する。ASAFメンバーが十分に準備をし、すべてのASAFの議論及び作業に積極的かつ建設的に参加できるようにするため、アジェンダ及び関連資料は、事前に配布するものとする。

- 2.3.4 ASAFのメンバーは、すべての会議に直接出席することが推奨される。直接出席することが可能でない場合には、電話会議、TV会議又は他の電子的手段を利用して出席することができる。

### 2.4 コミュニケーション

- 2.4.1 すべてのASAF会議は、公開で開催し、世界中の利害関係者やオブザーバーの便益のためにウェブ放送する。アジェンダ・ペーパー及び会議の要約は、財団のウェブサイトに掲載する。

- 2.4.2 財団は、すべての利害関係者に情報及び支援を提供するため、ウェブサイトにASAFに関する独立のセクションを設けるものとする。

### 2.5 ASAFの見直し

- 2.5.1 ASAF及びその運営のすべての側面について、ASAFの設置（覚書の署名日から）の2年後にIFRS財団による見直しを行うものとする。

以上